

総務庁設置法の一部を改正する法律案

総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「行政機関の業務の監察」を「行政相談」に改める。

第四条第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二及び十三 削除

第四条第十四号中「及び前号に規定する」を「、第十一号に規定する法人の業務及び国の委任又は補助に係る」に改める。

第五条第四項から第九項まで及び第十条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、国会法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）の施行の日から施行する。

（国家行政組織法の一部改正）

2 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「百二十八」を「百二十七」に改める。

(行政機関の職員に関する法律の一部改正)

3 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「五十万九千五百八人」を「五十万八千七百八人」に改める。

## 理由

国会に行政監視院を設置すること等に伴い、総務庁行政監察局の所掌事務及び権限を整理する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。